

中華人民共和国の鉱業関連法制度

北京事務所 金属代表 納 篤
osame@jogmec.cn

はじめに

最近、中国政府は国内の鉱業分野における外資開放を奨励し、加速させたいとのコメントを改めて表明している。特に、法的な枠組みの透明性向上に取り組む方針を内外に表明している。しかし、中国政府は中国内陸部、すなわち中西部地域への外資を特に期待しているが、一部の外資により開発に至っているものもあるが、必ずしも期待どおりには進んでいないのが実情である。その理由としては、これまで中国国内で開催されてきた非鉄金属関係セミナー等で度々指摘されてきているが、参入外資企業の権利が十分保障されるかどうかという一点に絞られると言っても過言ではない。特に芳しい探査成果が出た場合でも採掘権等の鉱業権の保障が与えられず、単に「優先権」の保障しか得られないという不透明さが存在する。すなわち、必ずしも成果を継承できるかどうか曖昧な点があり、外資参入を妨げている。額面どおり外資参入を奨励し、中国中西部の資源開発を奨励するのであれば、中国政府が真に透明な法制度を判りやすく、各省、市、県、地元での解釈を一本化させるべきであり、それができるかどうかは鍵になると思われる。本稿では、現行の鉱産資源法制度制定の経緯及び鉱産資源法を中心とした解釈等を紹介し、関係各位の参考になれば幸甚である。

1. 中華人民共和国鉱産資源法制定の経緯

中国には長い間鉱業法に相当する法規は存在せず、中央政府及び地方政府の通達や指導によって鉱業行政を行ってきたが、試掘権や探査権の管理不備、鉱業全般の行政の不徹底により、個人採掘や盗掘が横行し、さらには鉱山近隣の生活権の侵害や環境悪化、採掘事故等の鉱業にまつわる諸問題が顕在していた。このような状況を鑑み、1986年に初めて鉱業法とも言うべき

「中華人民共和国鉱産資源法」(以下鉱産資源法と言う)が制定された。鉱産資源に係わる関係法令としては1956年に批准、通達された鉱産資源保護試行条例があるが、資源保護と資源の合理的利用をうたっているのみで、いわゆる鉱業法とは性格を異にしている。

この鉱産資源法は1986年3月19日に全国人民代表大会常務委員会を通過し、同年10月1日に施行された。この法律が制定された背景は、中国政府が執った改革開放によって経済を活性化し、生産を大幅に向上させるために、種々の分野において地方や郷鎮による民衆活力の活用を進めることに期待をし、鉱業においても地方の集団、郷鎮企業、個人による採掘が積極的に進められることになった。しかし、鉱業法がない状況下、中央政府や地方政府の管理統制の取れた合理的な開発などはできようもなく、無秩序な採掘、人身事故、環境破壊などを引き起こし、社会問題化していった。また、優良な国営鉱山の採掘に影響を与えるような不法採掘がしばしば問題となっていた。このような状況下、集団、郷鎮、個人採掘者に対して、鉱産資源の採掘等に関する秩序が不可欠との判断が、鉱産資源法の制定に至った要因である。鉱産資源報の要点は以下のとおり。

- ・ 鉱産資源探査に係わる探査権のライセンス制の導入
- ・ 鉱山開発を行う場合の根拠となる探査報告書の審査、批准の実施
- ・ 鉱産資源採掘を行うに当たり、採掘許可証の発行
- ・ 合理的な採掘と資源の総合利用の重視
- ・ 地質鉱産部(元国土資源部)の管理監督権限の強化
- ・ 地質探査情報の有料化

- ・ 鉱山閉山に係わる審査・批准を受ける義務の付加
- ・ 指定鉱物の自由な取引の制限
- ・ 地方、個人採掘者に対する中央、地方政府等の積極的な指導、支援、監督の実施
- ・ 罰則規定の設定

その後、1994年に実施細則が施行され基本的な法体系が出来上がったが、中国政府が実施している社会主義市場経済の潮流の中、外国企業に門戸を開放するには多くの不備が指摘された。中国政府は他国の鉱業法を参考にした新しい新「鉱産資源法」案を1996年8月に可決し、1997年1月1日施行した。新しい「鉱産資源法」では資源の国家所有、探査権及び採掘権の登録、管理、有償取得の認可、権利保護、譲渡の自由、外資による鉱山開発の自由など国際慣例に沿った修正が加えられた。

新しい「鉱産資源法」の制定後、1997年10～12月にかけて、吉林省、海南省、河北省、雲南省、甘肅省、遼寧省、福建省及び四川省の各人民代表大会常務委員会で各省の「鉱産資源管理条例」が可決された。各条例は1998年1月1日または公布日に施行された。その後、各省で「鉱産資源管理条例」が公布され、運用されるに至った。各省が新鉱産資源法に関する「鉱産資源管理条例」を公布したことは、地方レベルでいち早く新鉱産資源法が機能する体制が整ったことを意味する。各省の条例の内容をみると、地域の独自性を考慮しながらも、鉱産資源法改正の趣旨に沿った方向でまとめられている。新鉱産資源法では、省政府が中規模以下の鉱山について管理監督の責任を負うことになっており、各条例には探査権及び採掘権の審査、登録及び許可は一部の小規模鉱山を除いて省政府によって行われることが規定されている。鉱産資源法の重要な改正ポイントである、探査権及び採掘権の排他的権利、有償取得及び譲渡、探査権から採掘権への優先的取得権などについては、権利の保有期間、手続きの方法、成果報告の義務など具体的な内容が規定されている。特に違法採掘については法的責任が明確に規定されており、刑事責任も含めて厳しく処罰されることになる。また採掘に伴う環境汚染、地質

災害などに対する予防または救済措置についても規定されている。その他、資源税、資源補償費、鉱区管理制度などについても規定されている。

以上のとおり、中華人民共和国の鉱産資源法は1986年3月19日公布され、1996年8月29日に改正された。その後、「鉱産資源の探査鉱区に関する登記管理方法」、「鉱産資源の採掘に関する登記管理方法」、「探査権と採掘権の譲渡に関する管理方法」が公布、施行された。これら3つの管理方法は、「中華人民共和国鉱産資源法」の具体的運用規則に当たるもので、旧地質鉱産部及び国務院法制局は1年半に亘って関係部門と調整を図り、策定されたものである。

現行の鉱産資源法及びその関連法規が規定する制度は以下の内容を含む。

- (1) 鉱産資源所有権管理制度
- (2) 探査権管理制度
- (3) 実行区域登記管理制度
- (4) 採掘権管理制度
- (5) 探査権、採掘権の有償取得及び譲渡制度
- (6) 鉱産埋蔵量審査許可制度
- (7) 鉱産資源計画分配制度
- (8) 地質資料一括提出管理制度
- (9) 鉱産埋蔵量登記統計制度
- (10) 鉱産資源開発利用監督管理制度
- (11) 鉱産資源有償採掘制度

以下、それぞれの制度の内容について、中国鉱業総合会王燕国氏が2004年8月に新疆ウイグル自治区ウルムチで開催された西部有色金属鉱業開発国際フォーラムにおける鉱業関連法制度に関する報告を基に、紹介する。

2. 鉱業関連法制度

(1) 鉱産資源所有権管理制度

『中華人民共和国憲法』では、鉱産資源は国家所有に属すると規定している。また、『鉱産資源法』第3条では「鉱産資源は国家所有に属し、国務院が国の鉱産資源に対する所有権を行使する」とより明確に規定されている。鉱産資源の国家所有権とは所有権そのものを指すと同時に、これにより派生する鉱産資源に対して国

が享受する占有、使用、利益、処分の権利も含まれる。ここでは国家所有権と土地所有権または使用权との従属関係は排除されている。

所有権の客体については、中華人民共和国領域及び管轄海域における鉱産資源の中で、すでに発見されたもの、または将来的に発見されるもののいずれもが所有権の客体であり、ともに国家所有に属する。

国による鉱産資源所有権の行使は、事実上の鉱産資源の占有、使用ではなく、法の定める方式に基づき、鉱産資源を占有、使用する権利を他人に譲渡することによって、その利益権と処分権を間接的に実現するものである。探鉱権者または採鉱権者は、国が譲渡した探鉱権または採鉱権によって鉱産資源を占有、使用できるとともに、国の法律規定に照らして地質探査と鉱産物の開発に従事し、鉱産資源の合理的な開発利用と鉱業利益獲得という目的を達成する。国は法律規定に基づき、資源税及び資源補償金という形で、採鉱権者が鉱産資源を採掘して獲得した収入の一部を徴収することで、その鉱産資源に対する利益権を実現させている。

鉱産資源所有権の保護とは、法律により国が鉱産資源に対して持つ各権能の実現を保証することを言う。『鉱産資源法』第3条第2項で「国は鉱産資源の合理的な開発利用を保障する。いかなる組織または個人も手段を用いて鉱産資源を横領、或いは破壊することはできない。各級人民政府は鉱産資源の保護を強化しなければならない」と規定している。さらに『鉱産資源法』では、「探鉱許可証を取得せずに無断で採掘した者、国家計画鉱区に無断で立ち入り、国民経済にとって非常に価値のある鉱区を採掘した者、または国が環境保護を重視した採掘を実施するように規定している特定鉱種を無断で採掘した者、または認可鉱区の範囲を越えて採掘した者、または破壊的な採掘方法で鉱産資源を採掘したことによって資源を浪費した者には相応の処罰を与える」と規定している。

(2) 探鉱権管理制度

『鉱産資源法』は「鉱産資源の探査登記は、国務院地質鉱産主管部門が責任を負う」ことを規定している。国務院地質鉱産主管部門及び同

部門から委託された各省、自治区、直轄市人民政府地質鉱産主管部門が、鉱産資源探査登記作業の管理機関である。これらの部門の管理権限は以下のとおりである。即ち、国務院地質鉱産主管部門が国家地質探査計画の1、2類探査プロジェクトと中国領海及び管轄海域探査プロジェクトの登記の責任を負う。

『鉱産資源探査登記管理暫定弁法』第30条は、「国務院石油工業、原子力工業主管部門が石油、天然ガス、放射性鉱産物の探査登記、許可証交付の責任を負い、国務院地質鉱産主管部門に報告し、記録に残す」と規定している。『鉱産資源探査登記管理暫定弁法』第2条は「中華人民共和国領域及び管轄海域内で下記の各項の探査作業に従事する場合は、登記申請を行い、許可を得て探鉱権を取得しなければならない。1：200,000と1：200,000以上（即ち1：10,000、1：50,000）比例尺の区域地質調査には、区域水文地質と区域物理探査、化学探査、金属鉱産物、非金属鉱産物、エネルギー鉱産物の全面調査と探査、地下水、地熱、ミネラル・ウォーター資源の探査、鉱産物の地球物理探査、地球化学探査、航空リモート・センシング地質調査が含まれる。『鉱産資源探査登記管理暫定弁法』第3条は、下記の探査作業の登記をしなくてもよいと規定している。即ち、

鉱山会社が区画されているか、または査定された鉱区内で実施する生産探査作業
地質実地調査及び探査工事のないポイント
検査

登記手続は『鉱産資源探査登記管理暫定弁法』に基づき、登記手続を行う際に、探査部門またはその主管部門は、登記管理機関に下記の書類と資料を提出しなければならない。

承認済みの地質探査計画または請負契約の
関連書類
探査申請登記書
座標で標定した鉱区範囲図

外資による探査プロジェクトの登記手続の申請は、『鉱産資源探査登記管理暫定弁法』第29条に、「契約締結前に登記管理機関が同弁法の規定に基づき照合並びに意見を記述し、契約

締結後に中国側の関係団体が登記管理機関で登記手続きを行わなければならない」と規定されている。

『鉱産資源法実施細則』によると、探鉱権者は下記の権利を有する。

探査許可証に基づき、規定された区域、期限内で作業対象を探査する。

探査作業区及び隣接区域に電力供給、供水、通信用のパイプラインを架設する。但し、既存の電力供給、供水施設及び通信用パイプラインに影響、または損害を与えてはならない。

探査作業区及び隣接区域の通行

工事に必要に応じて臨時に土地を使用する
探査作業区内で新たに発見された鉱種の探鉱権を優先的に取得する

探査作業区内の鉱産資源の採鉱権を優先的に取得する

一定の条件の下で、法に基づく許可を得て、その探鉱権を譲渡することができる

探査中に認可されたエンジニアリング設計施工に基づき回収された鉱産物を独自に販売できる。但し、国務院が指定企業による一括買付けを規定している鉱産物は除く

探鉱権者は下記の義務を履行しなければならない。

規定された期限内に施工を開始し、探査許可証で規定されている期限内に探査作業を完了する

探査登記管理機関に着工などの状況を報告する

探鉱エンジニアリング設計に基づき施工し、採掘作業を独断で行ってはならない

主要鉱種の探知と同時に、共生・随伴鉱産資源に対する総合探査、総合評価を実施する
鉱産資源の探査報告書を作成し、関係部門に提出して審査許可を受ける

国務院の関係規定に基づき、鉱産資源探査成果に関する書類・資料を提出する

関係法律、法規の労働安全、土地の再開墾、環境保護に関する規定を遵守する

探査作業完了後に、探鉱作業のために使った鉱坑を速やかに封鎖、埋め戻しするか、またはその他の措置を講じて安全を確保する

規定の最低探査投資額を投資しきらなければならない

また、『鉱産資源探査登記管理暫定弁法』では、国務院地質鉱産主管部門が国を代表し、統一的に探査許可証を印刷すると規定している。探査会社は探査許可証を受領後6か月（寒冷地域は8か月）以内に、工事を実施しなければならない。特別な事情によって期日どおりに工事ができない場合は、登記管理機関にその理由を報告しなければならない。探査会社は工事開始後に、着工状況を登記管理機関に速やかに報告しなければならない。探査会社は許可された作業区内で、許可された内容に基づき工事を行うものとする。

探査許可証の有効期限は通常、探査プロジェクトの作業期限を基準とし、最長でも5年を超えないものとする。作業期限の延長が必要な場合は、有効期限満了の3か月前までに登録延長手続きを行わなければならない。探査会社がある原因によって探査プロジェクトの取消しを求める場合は、登記管理機関にプロジェクトの取消し理由を報告し、探査許可証の取消し手続きを行わなければならない。国は探鉱権が侵害されないように保護し、探査作業区の作業秩序が影響及び破壊されないことを保障する。法律により探査設備及びその他の財物を窃盗、横領、破壊した者、探査作業区の作業秩序を乱した者は、刑法の規定に基づき処罰すると規定されている。

全国ですでに交付された鉱産資源探査許可証は31,460件、協議により解決された探査関連の紛糾は1,487件で、3.32億元にも上る重複投資が回避され、著しい社会効果と経済効果を上げている。

(3) 実行区域登記管理制度

『鉱産資源法』では、鉱産資源探査に従事する者は、規定された資質条件に合致しなければならないと規定している。

『鉱産資源法』第12条は「国は鉱産資源の探査に対し、統一的な区域登記管理制度を実施する」と規定している。

探査登記と関連のある法規は『鉱産探査区域登記管理弁法』である。

区域登記管理制度の主な内容は以下のとおりである。

経緯度幅を等間隔に分割した国際経緯度に基づき、中国のすべての国土と管轄海域を世界共通の基本区域に区分する

鉱産資源の探査は区域に応じて申請書を提出し、許可を得、探鉱権使用料を納め、探査許可証を受領し、探鉱権者となる。探鉱権者は国の関係規定を厳格に遵守することが義務付けられ、国の主管部門の監督を受け、探査に必要な投資を保証し、探査成果を国の主管部門に報告しなければならない

国は探鉱権者の合法的権益を保護し、探鉱権者が探査作業区内で鉱産資源の探鉱権を優先的に取得する権利を保護する

国がある区域の探鉱権を探鉱権者に与えた後は、他のいかなる団体及び個人もその探査、または採掘に参入することはできない

(4) 探鉱権管理制度

『鉱産資源法』では、中国の鉱産資源の採掘に対し、統一的な探鉱登記制度を実施し、法により審査許可を行い、探鉱許可証を交付すると規定している。

『鉱産資源法』は鉱山企業の審査許可と探鉱権の審査許可を分けて、鉱山企業設立をめぐる資質条件に対し原則的な規定を設けている。鉱産埋蔵量の規模と鉱種の希少性に基づき、国務院地質鉱産主管部門、省、自治区、直轄市人民政府地質鉱産主管部門が、それぞれ責任を持って探鉱許可証の審査許可及び交付する。

『鉱産資源法』第15条は「鉱山企業を設立するには、国が規定する資質条件に該当していなければならない。法律及び国の関係規定に基づき、審査許可機関が鉱区範囲、鉱山設計、または採掘プラン、生産技術条件、安全対策、環境保護対策などについての審査を行う。審査に合格したものに許可を与える」と規定している。さらに同第16条では、下記のように規定している。即ち、「下記の鉱産資源を採掘する場合、国務院地質鉱産主管部門が審査許可し、探鉱許可証を交付する。

国家計画鉱区及び国民経済にとって重要な価値を有する鉱区内の鉱産資源

前項の規定区域以外で採掘可能で、鉱産埋蔵量が大型以上の鉱産資源

国が保護的な採掘を実行している特定鉱種

領海及び中国管轄内のその他の海域の鉱産資源

国務院が規定したその他の鉱産資源

「石油、天然ガス、放射性鉱物などの特定鉱種を採掘する場合は、国務院が授権した関係主管部門が審査を行い、探鉱許可証を交付する。第1、2項に規定された以外の鉱産資源の採掘で、採掘可能な鉱産埋蔵量の規模が中型の場合は、省、自治区、直轄市人民政府の地質鉱産主管部門が審査し、探鉱許可証を交付する。第1、2、3項に規定されている以外の鉱産資源の採掘についての管理規則は、省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会が法に基づき制定する。

第3、4項の規定に基づき、審査許可し、探鉱許可証を交付したものについては、省、自治区、直轄市人民政府の地質鉱産主管部門が取りまとめ、国務院地質鉱産主管部門に届け出る。鉱産埋蔵量規模の大型、中型という区分基準は、国務院鉱産埋蔵量審査許可機関によって規定される」と規定している。

採掘の認定と鉱山企業設立の資質条件と関連のある法規は『鉱産資源法実施細則』である。探鉱権申請者の資質については、『鉱産資源法』第3条第4項によると、鉱産資源に従事する者は、規定の資質条件に合致していなければならないとなっている。さらに第15条では鉱山企業を設立するには、国が規定する資質条件に合致していなければならないと規定している。1994年3月に公布された『鉱産資源法実施細則』第11条、第13条、第14条は、国有鉱山企業、集団所有鉱山企業または私営鉱山企業、個人探鉱は、採鉱に関する特定条件を備えていなければならないと規定している。例えば、国有鉱山企業を設立するには、下記の条件を備えていなければならないとしている。

鉱山建設のための鉱産探査報告書がある

鉱山建設プロジェクトのF/Sレポート(資

源利用プランと鉱山環境アセスメント報告書を含む)がある

鉱区範囲と採掘範囲が確定されている

鉱山設計がある

相応の生産技術条件がある

『鉱産資源法』では、採鉱権申請者が採掘を申請する鉱産資源は、鉱山基本建設プロジェクトとして認可される前に、地質鉱産主管部門、即ち採鉱登記管理機関が鉱山建設プロジェクトのF/Sレポートにある採掘範囲と鉱産資源総合利用プランに対する再審査を行い、規定された期限内に回答しなければならないと規定している。採鉱権申請者は鉱山企業の認可書類を持参し、採鉱登記管理機関で採鉱登記手続を行い、採鉱許可証を受領する

『鉱産資源法』第16条では、採鉱権申請者は法律上、審査許可権を有する地質鉱産主管部門に対し、法に則り申請書を提出し審査を経て許可を得た後、採鉱登記を行い、採鉱許可証を受領し、採鉱権を取得するものとしている。但し、国家計画鉱区及び国民経済にとって重要な価値のある鉱区、また国が保護的採掘をすると規定している特定鉱種に対する鉱産資源の採掘を申請する場合は、国务院の関係主管部門の許可を得なければならない。港湾、空港、国防設備、重要工業区、大型水利プロジェクト設備、都市部の市政設備、鉄道、幹線道路の両側、重要河川と堤防の両側、国が規定する各種保護区などでの規定範囲内の採鉱を申請するには、国务院が授権した関係主管部門の同意を得なければならない。鉱山企業の鉱区範囲が法により確定された後、確定鉱区範囲の主管機関が県級人民政府に通知、公告する。

鉱山企業が鉱区範囲を変更するときは、もとの審査許可機関に認可を申請し、採鉱許可証を再交付してもらわなければならない。鉱山を閉山するときは、鉱山閉鎖報告書及び採掘、工事の危険性、土地の再開墾利用、環境保護に関する資料を提出し、国の規定に基づき報告し、審査許可を申請しなければならない。

『鉱産資源法実施細則』第30条は、採鉱権者

は下記の権利を有すると規定している。

採鉱許可証が規定する採掘範囲と期限に基づき採掘活動に従事する

鉱産物を独自に販売できる。但し、国务院が指定部門による一括買付けを規定している鉱産物は除く

鉱区範囲内で採鉱に必要な生産、生活設備を建設する

生産、建設のニーズに応じて法により土地使用権を取得する

法律、法規が規定するその他の権利

『鉱産資源法実施細則』第31条は、採鉱権者は下記の義務を履行しなければならないと規定している。

認可された期限内に鉱山建設、または採掘を行う

鉱産資源を効果的に保護し、かつ合理的に採掘し、総合利用する。

資源税と鉱産資源補償金を法に基づき納める
国の労働・安全、水土の保持、土地の再開墾、環境保護に関する法律、法規を遵守する

地質鉱産主管部門と関係主管部門の監督管理を受け、規定に基づき鉱産埋蔵量表と鉱産資源開発利用状況統計報告書に記入する

『鉱産資源法』は、

国は採鉱権が侵害されないように保護し、鉱区の生産秩序が影響及び破壊を受けないように保障する

地方の各級人民政府は措置を講じて本行政区域内の国有鉱山企業とその他の鉱山企業の鉱区範囲内での正常な秩序を維持しなければならないと規定していると同時に、「いかなる団体、個人も他人が法により設立した国有鉱山企業及びその他の鉱山企業鉱区範囲内に立ち入り、採鉱してはならない」と明確に規定している。鉱産資源の個人採掘を厳格に制限する範囲については、法律では「鉱産埋蔵量の規模が鉱山企業によって採掘されるのに適している鉱産資源、国が保護的な採掘の実施を定めている特定鉱種、国が定めた個人採掘を禁じるその他の鉱産資源を個人が採掘してはならない」と規定している。『鉱産資源法』は鉱業権管理

の行政監督を強化し、法律で「上級人民政府の地質鉱産主管部門は不法に交付された探査許可証、採鉱許可証を撤回する権利を有する」と規定している

1995年未時点で、全国の国有鉱山企業は10,302社に上り、許可証の所持率は99.15%に達した。集団所有制鉱山企業は15.4万社に上り、許可証の所持率は93.7%、個人採掘は11.6万件、許可証の所持率は82.9%に達した。度重なる整備と整頓を経て、マクロ的には過剰採掘は抑制され、許可証に基づく合法的な採鉱が促進されている。採鉱権審査許可制度に関連する法規は『採鉱登記管理暫定弁法』で、現在、修正中である。

(5) 採鉱権、採鉱権の有償取得及び譲渡制度

『鉱産資源法』第5条は「国は採鉱権、採鉱権の有償取得制度を実施する。但し、国は採鉱権、採鉱権の有償取得費用を状況により減額、免除することができる。具体的方法と実施手順については国务院が規定する」と規定している。さらに第6条には「下記の規定に基づく譲渡可能なもの以外、その採鉱権、採鉱権を譲渡してはならない。

採鉱権者は、確定された探査作業区内で定められた探査作業を行う権利を有し、探査作業区内の鉱産資源の採鉱権を優先的に取得する権利を有する。採鉱権者は決められた最低探査投資を達成後、法に基づき許可を受け、採鉱権を他人に譲渡することができる。

採鉱権を既に取得している鉱山企業が合併、分割、他人との合弁、合作経営または企業資産売却及びその他の企業資産財産権の変更という事情によって、採鉱権の主体を変更する必要がある場合は、法に基づき許可を得て、採鉱権を他人に譲渡することができる。前項に定められた具体的方法と実施手順は国务院が規定する。採鉱権、採鉱権を転売し、利益を得ることを禁じる」と規定している。第42条第2項は「本法第6条の規定に違反し、採鉱権、採鉱権を転売して利益を得た場合、探査許可証、採鉱許可証を取り上げ、不法所得を没収し、罰金を科す」と規定している。採鉱権、採鉱権の有償取得及び法に基づく譲渡制度に関連する法規は

『鉱業権の有償取得及び譲渡に関する管理弁法』で、現在、制定中である。

(6) 鉱産埋蔵量審査許可制度

『鉱産資源法』は「国务院鉱産埋蔵量審査機関、または省、自治区、直轄市鉱産埋蔵量審査機関は、鉱山建設設計に使用される探査報告書を審査許可する責任を負い、決められた期限内に書面で回答し、企業に報告する。探査報告書が許可を得るまでは、それを鉱山建設設計の依拠としてはならない」と規定している。鉱産埋蔵量の審査許可に関連する法規は1987年に公布された『鉱山及び地下水探査報告審査許可弁法(試行)』である。

鉱産埋蔵量審査許可機関は全国鉱産資源委員会及び各省、自治区、直轄市鉱産資源(埋蔵量)委員会である。対象者は地質探査報告の審査許可を申請する採鉱権者である。審査許可の範囲は、建設設計に使用される各種の鉱産探査報告書及び地下水探査報告書である。

既に許可された探査報告書が工業基準の変更、またはその他の原因

鉱産物と地下水埋蔵量などに重大な変化が起こったことにより新たに作成された探査報告書

鉱山、水源地の改造、増設設計に使用される補足探査報告書

鉱山の鉱山閉鎖地質報告書

埋蔵量審査許可機関は報告書を受領した日から3か月～6か月以内に書面で回答し、企業に報告する。審査許可権限の区分に関しては、『鉱産資源法実施細則』第19条で「鉱山建設に使用される重要な大型鉱床探査報告書及び大型水源地建設に使用される地下水探査報告書は国务院鉱産埋蔵量審査許可機関によって審査許可される。鉱山建設に使用される一般的な大型、中型、小型の鉱床探査報告書と中型、小型の水源地建設に使用される地下水探査報告書は、省、自治区、直轄市の鉱産埋蔵量審査許可機関によって審査許可される」と規定している。

1995年までに上述の両鉱産埋蔵量審査許可機関が審査許可した鉱産埋蔵量報告書は8,200件

余りに上り、このうち大多数が鉱山建設に利用されている。今後の鉱産埋蔵量の審査許可作業は、技術面の監督を重点的に行うやり方から、技術面の監督をベースに経済面の監督を目標とするやり方、また鉱山建設の鉱産埋蔵量データを重点とするやり方から、資源保護と埋蔵量データの両方を重視するという手法に方向転換していく。鉱産埋蔵量の審査許可作業においては、専門家のシステム化された役割を十分に発揮する必要があり、全国鉱産資源委員会の重要な職責は鉱産埋蔵量の審査許可管理を徹底させることである。

(7) 鉱産資源計画分配制度

『鉱産資源法』は「国は鉱産資源の探査、開発に対し統一的な計画、合理的配置、総合探査、合理的な採掘、総合利用の方針を実施する」と規定している。計画分配制度に関連する法規は『鉱産資源法実施細則』である。

『鉱産資源法実施細則』第25条は「全国鉱産資源計画は、国務院計画行政主管部門の指導の下で、国務院地質鉱産主管部門により国民経済と社会発展に基づき長期的に計画され、国務院関係主管部門と省、自治区、直轄市人民政府が作成し、国務院の許可を得た後に施行する」と規定している。全国鉱産資源計画は、全国鉱産資源の分配を統一的に計画し、中央と省、自治区、直轄市人民政府の計画鉱産資源の範囲を合理的に確定しなければならない。『鉱産資源法実施細則』ではまた以下のように規定がなされている。

鉱産資源開発計画は業界開発計画と地区開発計画に分けられる

鉱産資源業界開発計画は、国務院関係主管部門が全国鉱産資源計画において同部門に分配された鉱産資源に基づき作成、実施する

鉱産資源地区開発計画は省、自治区、直轄市人民政府が全国鉱産資源計画において同省、自治区、直轄市に分配された鉱産資源に基づき作成、実施する

省、市、県級人民政府が審査許可する開発鉱産資源の範囲を合理的に確定する

鉱産資源業界開発計画と地区開発計画は、

国務院計画行政主管部門、地質鉱産主管部門に報告し、記録に残さなければならない
国務院の計画行政主管部門と地質鉱産主管部門は、全国鉱産資源計画に合致していない業界開発計画と地区開発計画を修正しなければならない

中国の国情をふまえ、鉱産資源計画作業において、
鉱産資源に対する国の所有権を擁護しなければならない
現在及び長期的利益を考慮しなければならない
中央と地方の利益を考慮しなければならない
鉱産の種類、鉱床の規模、開発条件、経済効果、資源効果、社会効果、環境効果を統合する原則を総合的に考慮しなければならない

1986年から1995年にかけて、地質鉱産部、国家計画委員会、関係工業主管部門は、4回に分けて78か所の計画鉱産区を発表した。地質鉱産部は1994年12月に『鉱産資源法実施細則』第25条、26条、27条の規定に基づき全国鉱産資源計画の作成に着手した。

(8) 地質資料一括提出管理制度

『鉱産資源法』は「鉱産資源探査成果書類資料と各種鉱産埋蔵量の統計資料は統一的な管理制度を実施し、国務院の規定に基づき提出、または表を作成して報告する」と規定している。地質資料提出管理制度に関連する法規は1988年5月20日に公布、施行された『全国地質資料提出管理弁法』と1989年6月26日に公布、施行された『全国地質資料提出管理弁法実施細則』である。中華人民共和国領域及びそれが管轄するその他の海域で、地質鉱産資源探査作業に従事する団体、個人は、いずれも国家地質資料管理部門に地質探査成果書類資料を提出しなければならない。その提出範囲は区域地質調査資料、鉱産地質資料、地質報告、石油天然ガス地質資料、海洋地質資料、水文地質資料、工程地質資料、環境地質資料、災害地質資料、地震地質資料、物理化学探査と航空リモート・セン

シング地質資料、地質鉱産科学研究成果、総合分析資料などとする。『全国地質資料提出管理弁法』及びその『鉱産資源法実施細則』の規定に基づき、区域地質調査報告、区域水文地質、工程地質調査報告、区域物理探査（航空物理探査を含む）区域化学探査報告、リモート・センシング地質報告、大/中型鉱区の探査報告書は審査許可、または検査合格日から2年以内に提出するものとする。また、提出された成果資料を整理、鑑定、保管、統計、借覧、利用する。管理機関は関係規定に基づき、提出された地質資料の秘密と安全を守る。

その他の地質資料は審査、検査に合格した日から1年以内に提出する。

地質鉱産部は、地質資料の統一的管理をさらに強化し、両級管理体制を改善し、提供者の合法的權益を効果的に保護するため、『全国地質資料提出管理弁法』を修正中である。

（9）鉱産埋蔵量登記統計制度

『鉱産資源法』は「各種鉱産埋蔵量の統計資料は統一的管理を実施する」と規定している。鉱産埋蔵量登記統計制度に関連する法規は『鉱産埋蔵量登記統計暫定弁法』と1995年に公布された『鉱産埋蔵量登記統計作業の展開に関する通知』である。旧地質鉱産部は1995年1月3日、『鉱産埋蔵量登記統計暫定弁法』を公布した。中国は鉱産埋蔵量の登記統計作業に対し、40年余りに及び一貫して法に基づく管理を行っている。

『鉱産埋蔵量登記統計暫定弁法』は 国務院地質鉱産主管部門は全国鉱産埋蔵量登記統計管理機関である。各省（自治区、直轄市）人民政府の地質鉱産主管部門は、本行政区鉱産量登記統計管理機関である。各市、県人民政府の地質鉱産主管部門は、本行政区の鉱産埋蔵量地質鉱産行政主管部門であり、その鉱産埋蔵量登記統計作業における職責は次のとおりである。

鉱産埋蔵量登記統計と動態管理に関する規則、基準の起草、制定（または修正）、並びに組織、指導、監督、実施。関係法規と規則の違反者に対し、行政処罰を行使する権利を有する。鉱産埋蔵量表と鉱産埋蔵量通報を作成し、

適時に中央と地方の関係部門に提供する。全国と省の両級鉱産埋蔵量のデータバンク管理を担当し、政府及び関係部門向けにコンサルティングサービスを提供する。

鉱産埋蔵量の登記、統計、動態管理の対象者は、各地質探査団体、鉱山企業、鉱産埋蔵量を覆蓋された企業である。鉱産埋蔵量の登記を法に基づき実施し、鉱産埋蔵量の統計資料を提供する探査/採掘会社と建設会社の合法的權益は法律で保護される。各地質探査団体と鉱山企業は毎年、鉱産埋蔵量表の記入規定に基づき、基本的な鉱産埋蔵量表を正確かつ遺漏なく、適時に記入する。探査で判明した鉱産埋蔵量は登記を経て、探鉱権者が当該鉱産埋蔵量の探鉱権を優先的に取得する権利を有する。新設鉱山企業が占用する鉱産埋蔵量は、登記を経た後、鉱山企業が占用する当該鉱産埋蔵量の根拠とされる。『鉱産埋蔵量登記統計管理暫定弁法』は、下記の鉱産埋蔵量を登記しなければならないと規定している。

元の埋蔵量登記以外に新たに判明した鉱産埋蔵量

新設鉱山企業が占用する鉱山埋蔵量

採掘範囲、または鉱区範囲、採掘鉱種、企業名を変更した後の鉱山企業が占用する鉱山埋蔵量

建設プロジェクトによって覆蓋され、現在の経済技術では採掘不可能な鉱産埋蔵量

地質探査団体と鉱山企業は、探査報告書の認可後3か月以内に、鉱産地の所在する省、自治区、直轄市の鉱産埋蔵量登記統計管理機関に対し、探査で判明した鉱産埋蔵量を登記申請しなければならない。新設鉱山企業は主管部門が鉱山建設プロジェクトを認可後、探鉱許可証を受領する前に、鉱産埋蔵量登記統計管理機関で占用される鉱産埋蔵量を登記申請する。外資独資、中外合弁、中外合作の探査プロジェクトで判明した鉱産埋蔵量は、探査登記を申請する一方が、責任を持って地質報告書の認可後3か月以内に、鉱産地の所在する省、自治区、直轄市の鉱産埋蔵量登記統計管理機関に登記申請する。鉱産埋蔵量が覆蓋された建設プロジェクトは、建設部門が当

該プロジェクトを認可後1か月以内に、所在地の鉱産埋蔵量登記統計管理機関に覆蓋鉱産埋蔵量を登記申請しなければならない。

(10) 鉱産資源開発利用監督管理制度

『鉱産資源法』は、国务院地質鉱産主管部門が全国鉱産資源の探査/採掘に対する監督管理作業を主管すると規定している。『鉱産資源法』はまた、「本法の規定に違反し、破壊的な採掘方法で鉱産資源を採掘した場合は、罰金を科し、採掘許可証を取り上げる。鉱産資源を著しく破壊した場合は、刑法第156条の規定に基づき直接責任者に対し刑事責任を追及する」と規定している。

鉱産資源開発利用監督管理制度に関連する法規は1987年4月29日に公布された『鉱産資源監督管理暫定弁法』である。監督管理については、鉱産資源の採掘/選鉱の全過程において、例えば鉱山開発計画、F/S、設計、建設、鉱産資源開発の徹底と環境保護監督管理をリンクさせた原則については、開発する者がそれを保護し、汚染を引き起こした者がそれを解決するとしている。法執行監督主管部門と開発業界主管部門、企業主管部門の監督管理をリンクさせる。各主管部門の監督管理と鉱山企業自身の監督管理をリンクさせる。專業及び兼業の監督管理者をリンクさせる。

国务院地質鉱産主管部門は全国鉱産資源監督管理の主管部門である。省、自治区、直轄市人民政府の地質鉱産主管庁(局)は、同行政区範囲内での鉱産資源開発に対し相応の監督及び職責を履行する責任を負う。国务院関係主管部門と各省、自治区、直轄市人民政府の関係主管部門は、同級地質鉱産主管部門に協力し、監督管理を実施する。鉱産査察官は政府部門から派遣された人員で、鉱産査察官は国家級及び省、自治区、直轄市級の両級に分けられる。国家級鉱産査察官は、省(自治区、直轄市)の鉱産資源開発利用と保護に対する監督管理を担当する。その監督管理の重点は、国有大中型鉱業企業と中央政府直属の鉱山企業であるが、任命部門からの依頼を受け、省(自治区、直轄市)を越えて巡回査察することができる。地方級鉱産査察

員はその他の鉱山企業と個人採掘に対する監督管理を担当する。作業内容は鉱山企業の「三率」(採掘実収率、採鉱ずり混入率、選鉱実収率)に対する審査である。

現在、全国の鉱産資源開発利用に対する監督管理作業に一連の制度が確立され、効果的な運営が開始されている。「三率」基準に対する審査では、全国の97%の国有鉱山企業が「三率」審査基準を制定し、法に基づき地質鉱産主管部門の審査と監督検査を受け入れている。集団所有鉱山企業による「三率」基準の制定と審査作業も始められた。鉱産査察官チームの発足に関しては、1995年末時点で、全国で專業・兼業の鉱山査察員1,000人余りが任命され、全国で鉱産査察作業を展開するために必要な組織の保証ができた。なお、鉱山検査及び鉱産資源開発利用状況の統計年間報告作業も規範化された。実践によって、上記のそれぞれの作業が鉱産資源の合理的開発利用をある程度、促進したことが証明されている。海外での経験に基づき、鉱産開発に対する監督管理は、主に鉱山環境に対する監督管理である。

(11) 鉱産資源有償採掘制度

『鉱産資源法』は「国は鉱産資源に対し有償採掘を実施する。鉱産資源を採掘する場合は、国の関係規定に基づき資源税と資源補償金を納めなければならない」と規定している。資源補償金とは国がその鉱産資源に対する所有権を根拠に、鉱産資源の採掘権者から徴収する貨幣収入のことである。鉱産資源の有償採掘制度に関連する法規は1994年2月27日に公布された『鉱産資源補償金徴収管理規定』である。『鉱産資源補償金徴収管理規定』は「中華人民共和国領域及びそれが管轄するその他の海域で鉱産資源を採掘する場合は、法律、法規が別途定める規定を除き、国の定める費用率に基づき鉱産資源補償金を納めなければならない」と規定している。

鉱産資源補償金の徴収主体は、鉱区所在地の県級人民政府の地質鉱産主管部門である。鉱区範囲の県級以上の行政区域を越える資源補償金は、関連行政区域共通の上級人民政府地質鉱産

主管部門が徴収の責任を負う。鉱区範囲内で省を越える区域と中国領海及びその他の管轄海域については、国务院地質鉱産主管部門が授権した省級地質鉱産主管部門が、鉱産資源補償金徴収の責任を負う。鉱産資源補償金の徴収対象は採鉱権者である。鉱産資源補償金の金額は下記の方法で算出する。即ち、

$$\begin{aligned} \text{鉱産資源補償金徴収額} &= \\ & \text{鉱産物の販売収入} \times \text{補償金費用率} \times \text{採掘実収率係数} \\ \text{採掘実収率係数} &= \\ & \text{確定採掘実収率} / \text{実績採掘実収率} \end{aligned}$$

資源補償金の徴収費用率は鉱種に応じて個別に規定されているが、おおよそ0.5～4%である。採鉱権者が廃石（ばた）から鉱産物を回収する際、国の関係規定に基づき許可を得て閉山された鉱山の非保護鉱体を採掘する場合は、省級人民政府の地質鉱産主管部門と財政部門の許可を得た後、鉱産資源補償金を免除することができる。

採鉱権者が尾鉱から鉱産物を回収する際、工業基準の品位に達していないか、または埋蔵量に計算されていない低品位の鉱産資源の採掘で、水面下、建造物の下、幹線道路の下の鉱産資源を法に基づき採掘するときに、国の定価を導入することによって政策的欠損が生じる場合は、省級人民政府の地質鉱産主管部門と財政部門の許可を得た後、鉱産資源補償金を減額することができる。鉱産資源補償金は国家予算に組み入れられ、主に鉱産資源探査、新たな鉱産資源の探索に当てられる。1995年度の鉱産資源補償金の納入総額は9.98億元に上った。

鉱産資源補償金の徴収は、国の鉱産資源所有権に経済収益的メリットをもたらすばかりでなく、採鉱権者が鉱産資源を十分合理的に開発利用する際の経済奨励メカニズムを提供していると言える。当面の問題としては以下のいくつかが挙げられる。

- 費用率が低く、鉱産資源所有者の権益を十分に体现できていない
- 一部の県級地質鉱産行政機関の法執行における地位が不明確で、徴収が困難である

長年の鉱産資源無償使用という慣例と、鉱産資源が国有であるという意識が希薄であることから、費用徴収作業にある程度支障をきたしている

以上
(2005.12.12)